

中児相第61号  
八児第22号  
児童発第00059号  
令和2年(2020年)4月22日

各乳児院・児童養護施設長 様  
各障がい児施設長 様  
各ファミリーホーム管理者 様

熊本県中央児童相談所長  
熊本県八代児童相談所長  
熊本市児童相談所長

新型コロナウイルス感染拡大予防に係る対応について(依頼)

各施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、多大なるご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

現在、各施設において、入所児童及びその保護者に対し、既に面会・外出等の制限をされているところですが、県内3児童相談所の取扱いを統一するため協議を行い、下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

各施設におかれましても、下記の考え方も参考のうえ、引き続き面会・外出制限等の対応を取っていただきますようお願いします。

なお、4月現在の県内の発生状況を踏まえての対応であり、今後県内において急速に感染が拡大する等の不測の事態が生じた場合には取扱いを見直しますので申し添えます。

## 記

### 1 面会・外出・外泊について

(1) 感染予防の観点から原則として控えていただくよう引き続きお願いします。なお、学校が再開された地域につきましては、今年の夏休みの前後の家庭復帰に向け交流を行っている場合のみ万全の感染予防対策を講じたうえで行われるようお願いいたします。

なお、実施場所については、施設内又は自宅に限る等により、児童及び保護者に対し、不特定多数の者との接触を避けるようご指導ください。

(2) その他の親子交流については、面会が制限されることとなりますので、電話やメール、動画を活用するなど、親子の交流が途切れることがないようご配慮をお願いします。

### 2 学校への登校に反対する保護者への対応について

学校再開については、各学校において感染予防対策が取られた上での対応とな

ることから、新型コロナウイルス感染が心配という理由で学校の欠席を求める保護者につきましては、登校への理解を求めていますようお願いいたします。

### 3 保護者が新型コロナウイルスにより入院した場合等に養育に欠けることとなる児童への対応

#### (1) 基本的考え方

国通知（※）により、親族等による保護が難しい場合には、子どもの保護について、衛生部門から児童相談所へ相談されることが想定されるため、こうした場合における子どもの迅速な保護ができるよう、あらかじめ検討を行うこととされています。

※「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和2年4月10日付け事務連絡 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課）

#### (2) 受け入れ先

基本的には児童相談所が一時保護を行います。但し、乳児については県内の乳児院に一時保護を委託することとなりますので、個室の準備や対応職員の確保など、事前にご相談することになりますのでよろしくお願いいたします。

#### (問い合わせ先)

熊本県中央児童相談所 担当 北之園  
TEL 096-381-4451  
熊本県八代児童相談所 担当 揚村  
TEL 0965-32-4426  
熊本市児童相談所 担当 宮崎  
TEL 096-366-8181